

確認・検査(東京・神奈川・千葉・埼玉)料金表

確認申請・中間検査手数料

第1類: 確認の特例がある建築物。

以下全ての手数料の額(単位:円)

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査を行った建築物	中間検査無しの建築物
100㎡以内のもの	20,000	22,000	24,000	26,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	25,000	26,000	30,000	33,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	47,000	47,000	50,000	55,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	81,000	68,000	83,000	92,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	126,000	92,000	118,000	130,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	209,000	139,000	179,000	197,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	315,000	190,000	250,000	275,000

◆当機構以外で確認申請を行った建築物の計画変更、中間検査及び完了検査の手料金は20%を加算します。

★手数料の面積算定

- ・建物の増築は、同一棟の既存部分の延べ床面積1/2を加えた部分を申請面積として算定します。(中間検査を除く)
- ・用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替えは申請部分の1/2の面積とします。
- ・計画変更は変更に関わる範囲の1/2の面積とします。

確認申請・中間検査手数料

第2類: 住宅、長屋、共同住宅

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査を行った建築物	中間検査無しの建築物
100㎡以内のもの	25,000	26,000	30,000	33,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	31,000	34,000	40,000	42,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	56,000	55,000	66,000	73,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	98,000	79,000	91,000	101,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	151,000	101,000	127,000	140,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	260,000	153,000	197,000	217,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	378,000	209,000	275,000	303,000

◆当機構以外で確認申請を行った建築物の計画変更、中間検査及び完了検査の手料金は20%を加算します。

★手数料の面積算定

- ・建物の増築は、同一棟の既存部分の延べ床面積1/2を加えた部分を申請面積として算定します。(中間検査を除く)
- ・用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替えは申請部分の1/2の面積とします。
- ・計画変更は変更に関わる範囲の1/2の面積とします。

確認申請・中間検査手数料

第3類: 上記以外の用途

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査を行った建築物	中間検査無しの建築物
100㎡以内のもの	30,000	30,000	35,000	38,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	35,000	40,000	48,000	52,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	65,000	61,000	76,000	84,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	113,000	98,000	105,000	116,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	174,000	115,000	147,000	162,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	320,000	198,000	227,000	250,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	435,000	240,000	317,000	349,000
20,000㎡以下	510,000	320,000		420,000
50,000㎡以下	650,000	400,000		510,000
100,000㎡以下	900,000	600,000		720,000
200,000㎡以下	1,350,000	900,000		1,080,000
200,000㎡を超えるもの	1,800,000	1,000,000		1,350,000

◆当機構以外で確認申請を行った建築物の計画変更、中間検査及び完了検査の手料金は20%を加算します。

★手数料の面積算定

- ・建物の増築は、同一棟の既存部分の延べ床面積1/2を加えた部分を申請面積として算定します。(中間検査を除く)
- ・用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替えは申請部分の1/2の面積とします。
- ・計画変更は変更に関わる範囲の1/2の面積とします。

確認申請オプション手数料(割増手数料)

床面積の合計	避難安全検証法	耐火性能検証法	天空率	バリアフリー法	浄化槽設置
200㎡以内のもの	10,000	10,000	2,000		
200㎡を超え、500㎡以内のもの	15,000	15,000	3,000		
2,000㎡以下	40,000	40,000		5,000	2,000
10,000㎡以下	70,000	70,000			
50,000㎡以下	100,000	100,000			
50,000㎡を超えるもの	150,000	150,000			

注記 : 1建築物に対して加算されます

天空率は道路・隣地・北側について1単位とします。

構造審査手数料(割増手数料(ルート1・ルート3))

床面積の合計	構造手数料
200㎡以内のもの	15,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	25,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	35,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	55,000
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	100,000
10,000㎡を超えるもの	190,000

注記 : 構造計算付きの申請の場合、上表の料金が加算されます。

混構造の場合は、構造種別ごとに手数料が加算されます。(例:木造+RC造の場合、木造部分とRC部分の各面積に応じて構造手数料がかかります。)  
EXPJがある場合や敷地内に複数棟ある場合は、それぞれ手数料が加算されます。

構造審査手数料(割増手数料(ルート2))

床面積の合計	構造手数料
1,000㎡以下	100,000
2,000㎡以下	135,000
5,000㎡以下	148,000
10,000㎡以下	165,000
50,000㎡以下	200,000
50,000㎡を超えるもの	360,000

省エネ基準適合性判定の対象となる建築物の完了検査追加手数料

床面積の合計	直前の適合判定を 当機構から受けている場合		直前の適合判定を 当機構から受けていない場合	
	300㎡を超え、2,000㎡以内のもの	16,000		32,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	30,000		60,000	
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	42,000		84,000	
20,000㎡以下	84,000		168,000	

50,000㎡以下	102,000	204,000
50,000㎡を超えるもの	240,000	480,000

### 建築設備及び工作物 確認申請及び中間検査に関する手数料

項目	確認申請	完了検査	計画変更
昇降機(1つにつき)	23,000	36,000	12,000
小荷物専用昇降機(1つにつき)	13,000	32,000	8,000
※1 工作物(1つにつき) 令第138条1項 20m以下	30,000	31,000	15,000
※1 工作物(1つにつき) 令第138条1項 20m超	50,000	52,000	25,000

★令第138条第2項1号によるものについては、上記昇降機の150%とし、同項2号及び3号については、※2 の確認・完了検査の150%とする。  
第3項のものについては建築確認及び完了検査手数料の200%の金額とする。

### 工作物確認申請料加算額(1申請に2以上の構造計算に対するもの)

(単位:円)

令第138条第1項に規定するもの	基(1)	2つ目の計算	3つ目の計算	4つ目の計算	5つ以上の計算
申請料※1 計算式	30,000	30,000+8,000 =38,000	38,000+6,000 =44,000	44,000+4,000 =48,000	48,000+2,000 ×(n-4)
申請料※2 計算式	50,000	50,000+10,000 =60,000	60,000+8,000 =68,000	68,000+6,000 =74,000	74,000+4,000 ×(n-4)
計画変更申請料※1	15,000	15,000+4,000 =19,000	19,000+3,000 =22,000	22,000+2,000 =24,000	24,000+1,000 ×(n-4)
計画変更申請料※2	25,000	25,000+6,000 =31,000	31,000+4,000 =35,000	35,000+2,000 =37,000	37,000+1,000 ×(n-4)

※計画変更は上記の率による。

※確認申請時に完了検査までの申請手数料を一括納付の場合手数料の割引があります。

### 各種届け事務手数料

各種届事務手数料	1,000円
----------	--------

※工事届け、建築主の変更届け、監理者届、及び軽微変更届など行政等に送付が必要なものの郵送及び事務手数料  
※上記に定める他、上記以外の項目等、これによりがたい手数料は別途協議による

### 検査出張料

#### 東京都

2千円	東久留米市 三鷹市	東村山市 武蔵野市	稲城市 府中市	清瀬市 狛江市	国立市 西東京市	小金井市 小平市	国分寺市 調布市
4千円	多摩市 福生市	八王子市 羽村市	町田市 日野市	昭島市 武蔵村山市	青梅市 あきる野市	立川市 瑞穂町(西多摩郡)	東大和市 日の出町(西多摩郡)
7千円	奥多摩町(西多摩郡)	檜原村(西多摩郡)					

#### 神奈川県

2千円	横浜市鶴見区 横浜市港北区	川崎市麻生区 川崎市川崎区	川崎市幸区 川崎市高津区	川崎市多摩区 川崎市中原区	川崎市宮前区 横浜市緑区	横浜市青葉区 横浜市西区	横浜市都筑区 横浜市南区
4千円	相模原市 大和市 横浜市保土ヶ谷区	横浜市旭区 横浜市港南区	横浜市泉区 横浜市栄区	横浜市磯子区 横浜市瀬谷区	横浜市中央区 横浜市戸塚区	横浜市金沢区	横浜市神奈川区
7千円	座間市 逗子市 愛川町(愛甲郡)	茅ヶ崎市 三浦市 松田町(足柄上郡)	藤沢市 伊勢原市 山北町(足柄上郡)	横須賀市 綾瀬市 寒川町(高座郡)	秦野市 厚木市 清川村(愛甲郡)	平塚市 海老名市	鎌倉市 葉山町(三浦郡)
1万円	二宮町(中郡) 開成町(足柄上郡)	小田原市 箱根町(足柄下郡)	南足柄市 中井町(足柄上郡)	大磯町(中郡)	大井町(足柄上郡)	真鶴町(足柄下郡)	湯河原町(足柄下郡)

#### 埼玉県

2千円	さいたま市 10区 ふじみ野市 志木市	所沢市 川口市 朝霞市	三郷市 新座市 越谷市	和光市 鳩ヶ谷市 三芳町(入間郡)	富士見市 戸田市 松伏町(北葛飾郡)	吉川市 蕨市	八潮市 草加市
4千円	川越市 上尾市 桶川市 越生町(入間郡)	飯能市 坂戸市 東松山市 吉見町(比企郡)	久喜市 北本市 葛浦町(南埼玉郡) 鳩山町(比企郡)	入間市 鴻巣市 白岡町(南埼玉郡) 川島町(比企郡)	狭山市 蓮田市 宮代町(南埼玉郡) 毛呂山町(入間郡)	日高市 幸手市 鷲宮町(北葛飾郡) 伊奈町(北足立郡)	春日部市 鶴ヶ島市 杉戸町(北葛飾郡)
7千円	行田市 滑川町(比企郡) 皆野町(秩父郡) 騎西町(北埼玉郡)	加須市 嵐山町(比企郡) 小鹿野町(秩父郡) 北川辺町(北埼玉郡)	本庄市 小川町(比企郡) 長瀨町(秩父郡) 大利根町(北埼玉郡)	深谷市 ときがわ町(比企郡) 東秩父村(秩父郡)	秩父市 神川町(児玉郡) 横瀬町(秩父郡)	羽生市 上里町(児玉郡) 寄居町(大里郡)	熊谷市 美里町(児玉郡) 栗橋町(北葛飾郡)

#### 千葉県

2千円	流山市	市川市	鎌ヶ谷市	習志野市	松戸市	浦安市	船橋市
4千円	千葉市稲毛区 四街道市 栄町(印旛郡)	千葉市花見川区 野田市 印旛村(印旛郡)	千葉市中央区 白井市 本埜村(印旛郡)	千葉市美浜区 我孫子市	千葉市緑区 柏市	千葉市若葉区 八千代市	印西市 佐倉市
7千円	木更津市 成田市 長柄町(長生郡) 九十九里町(山武郡)	袖ヶ浦市 匝瑳市 一宮町(長生郡) 大網白里町(山武郡)	山武市 茂原市 白子町(長生郡) 横芝光町(山武郡)	山武市 八街市 長生村(長生郡)	東金市 酒々井町(印旛郡) 長南町(長生郡)	香取市 多古町(香取郡) 睦沢町(長生郡)	富里市 神崎町(香取郡) 芝山町(山武郡)
1万円	いすみ市 鋸南町(安房郡)	鴨川市 東庄町(香取郡)	銚子市 御宿町(夷隅郡)	富津市 大多喜町(夷隅郡)	君津市	勝浦市	旭市
1万3千円	館山市	南房総市					

上記内・外の場合であっても交通の便などによりこれによれない場合は、別途協議の上料金を定めます。